

現地審査の費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「プライバシーマーク付与適格性審査に関する約款」に基づき、当審査機関の現地審査の費用に関して定めることを目的とする。

(現地審査の費用)

第2条 当審査機関のPマーク審査部長は、付与に係わる費用（申請料、審査料、再審査の審査料、付与登録料等）とは別に、申請事業者に対して現地審査の費用として次の請求をする。この費用は、現地審査対象地までの交通費や宿泊費等に充てるものとする。

現地審査対象 都道府県	現地審査の費用	現地審査対象 都道府県	現地審査の費用
北海道	170,000円	滋賀県	90,000円
青森県	100,000円	京都府	90,000円
岩手県	90,000円	大阪府	90,000円
宮城県	80,000円	兵庫県	90,000円
秋田県	100,000円	奈良県	90,000円
山形県	80,000円	和歌山県	100,000円
福島県	70,000円	鳥取県	110,000円
茨城県	20,000円	島根県	120,000円
栃木県	20,000円	岡山県	100,000円
群馬県	30,000円	広島県	110,000円
埼玉県	10,000円※	山口県	120,000円
千葉県	10,000円※	徳島県	120,000円
東京都	10,000円※	香川県	110,000円
神奈川県	10,000円※	愛媛県	120,000円
新潟県	70,000円	高知県	120,000円
富山県	80,000円	福岡県	120,000円
石川県	90,000円	佐賀県	130,000円
福井県	90,000円	長崎県	140,000円
山梨県	20,000円	熊本県	140,000円
長野県	40,000円	大分県	140,000円
岐阜県	80,000円	宮崎県	160,000円
静岡県	30,000円	鹿児島県	150,000円
愛知県	80,000円	沖縄県	290,000円
三重県	80,000円		

※埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県の現地審査の費用は、当分の間、これを請求しないこととする。

(請求および振込)

第3条 現地審査の費用は申請料、審査料と同時に請求する。

- 2 請求を受けた事業者は、期日までに指定する金融機関に現地審査の費用を振り込むものとする。ただし、振込費用は申請事業者の負担とする。
- 3 申請事業者の都合により予定されていた現地審査を前倒し、延期もしくは取りやめた場合において、交通費や宿泊費等（キャンセル費用を含む）が発生したときはその費用を、また、現地審査の対象地を変更または追加した場合において、振り込まれた額が前条の費用と相違したときは、双方協議の上、その差額を精算するものとする。

(審査の中止)

第4条 期日を過ぎて現地審査費等の振込のない間は、当審査機関は審査を中止することができる。

(規程の公表)

第5条 この規程は、一般財団法人日本データ通信協会のウェブサイト上で公表する。

(改定)

第6条 この規程の改定は、当審査機関の P マーク審査部で行い、理事長の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、2023 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、2025 年 5 月 1 日から施行する。